

違反対象物の公表制度

違反対象物の公表制度とは？

建物を安心して利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物を名古屋市公式ウェブサイトで確認することができる制度です。

◎公表の対象となる建物

飲食店、物品販売店、社会福祉施設、診療所、病院等の不特定多数の方や避難が困難な方が利用する建物です。



飲食店



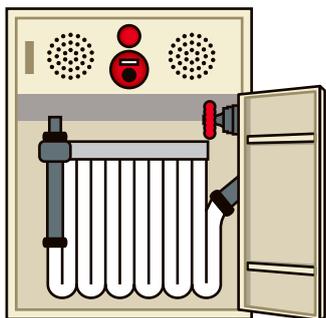
物品販売店



社会福祉施設

◎公表の対象となる違反

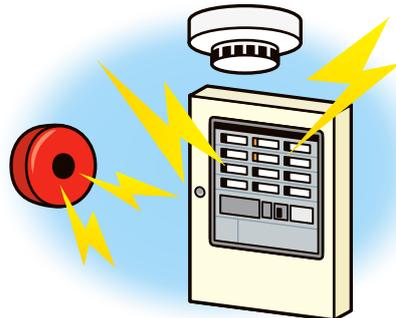
消防法令により建物に設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかが設置されていないものです。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

◎公表の方法

名古屋市公式ウェブサイトに掲載します。
ウェブサイトは「名古屋市 違反対象物」で検索できます。

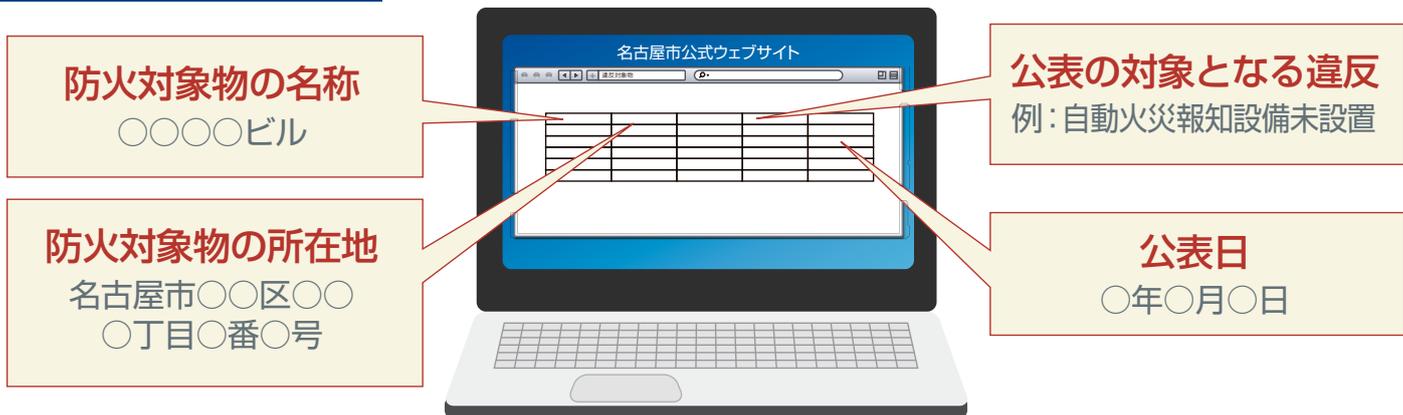
名古屋市 違反対象物

検索

スマートフォンからは、
こちらが便利です。



◎公表する内容

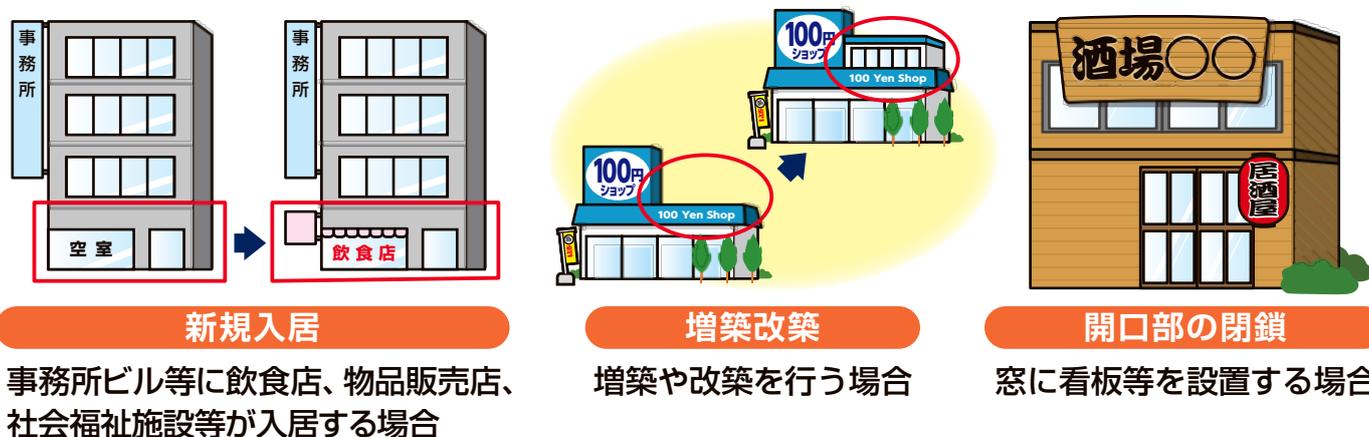


◎公表までのながれ



◎建物関係者の方々へ

建物に次のような変更があると消防法令違反となり、公表の対象となる場合がありますので、事前に管轄の消防署予防課までご相談ください。



【お問い合わせ先】

千種消防署 ☎764-0119	東消防署 ☎935-0119	北消防署 ☎981-0119	西消防署 ☎521-0119
中村消防署 ☎481-0119	中消防署 ☎231-0119	昭和消防署 ☎841-0119	瑞穂消防署 ☎852-0119
熱田消防署 ☎671-0119	中川消防署 ☎363-0119	港消防署 ☎661-0119	南消防署 ☎825-0119
守山消防署 ☎791-0119	緑消防署 ☎896-0119	名東消防署 ☎703-0119	天白消防署 ☎801-0119